

厚生労働省
香川労働局

ホーム

ニュース&トピックス 各種法令・制度・手続き 事例・統計情報 窓口案内 労働局について

働きがいのある香川
ひとりひとりが輝く未来のために

目的や内容で探す

雇主の方 求職者の方 求職中の方 職業採用情報

1 仕事を雇う 2 職業訓練 3 ハラスメント 4 労働条件・労働契約・解雇 5 労働者の安全と健康

6 相談窓口 7 雇用保険の受給 8 男女平等・女性活躍 9 働き方改革 10 労働者の安全と健康

11 助成金 12 労働災害が起きたら 13 育児・介護 14 働き方改革 15 外国人雇用・外国人労働者情報

関連機関

労働基準監督署 ハローワーク 職業採用案内 お役立ち情報

各種法令・制度・手続き

雇用環境・均等関係

雇用環境・均等関係

法令・制度

- **男女雇用機会均等法について**
- 育児・介護休業法について
- 次世代育成支援対策推進法について
- 女性活躍推進法について
- パートタイム・有期雇用労働法について
- **ハラスメントの防止について**
- 中小企業退職金共済制度について
- 配偶者手当の在り方の検討に申し考慮すべき事項について

男女雇用機会均等法について

働く人が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することを目的として、雇用機会均等法が定められています。

★ 男女雇用機会均等法の内容については **厚生労働省ホームページ**をご覧ください。

☆ [総合ハラスメント防止対策パンフレット（パワハラ・セクハラ・マタハラ）](#)

☆ [総合ハラスメント防止対策周知用ポスター例](#)

ハラスメントの防止について

令和元年6月5日に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正されました。本改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理業務となり、令和4年4月1日からは中小企業にも適用されています。

同時に、セクシュアルハラスメント等の防止対策が強化されています。

また、令和7年6月11日に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の改善等に関する法律（令和7年法律第3号）が公布されました。本改正により、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラ」の防止措置が事業主の義務となります。（令和6年10月1日施行）。

詳しくは、こちら【厚生労働省HP】

【香川労働局オリジナル】ハラスメント防止対策・周知用媒体
ハラスメント防止ポスター



ハラスメントの被害にあった時は

はつきりと意思を伝えましょう

ハラスメントは、受け流しているだけでは状況は改善されません。「やめてください」「私はイヤです」と、あなたの意思を伝えましょう。我慢したり、無視したりすると事態をさらに悪化させてしまうかもしれません。問題を解決していくことが、悩んでいる他の人を救うことにも繋がります。

会社の相談窓口にご相談ください

ハラスメントは、個人の問題ではなく会社の問題です。会社の人事労務などの相談担当者や信頼できる上司に相談しましょう。取引先や顧客などからセクシュアルハラスメントを受けた場合も、自分の勤める会社に相談してください。労働組合に相談する方法もあります。

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）への相談も

会社に相談しても対応してもらえなかったらお近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へご相談ください。

PDF [（労働者向けハラスメント対策パンフレット）職場でつらい思いしていませんか？](#) [PDF形式: 427KB]

For details, please check the links below.

（多言語版リーフレット）職場におけるハラスメントは許されない行為です

PDF [日本語](#) [864KB]、**PDF** [インドネシア語/Bahasa Indonesia](#) [373KB]、**PDF** [カンボジア（クメール）語/ភាសាខ្មែរ](#) [393KB]、**PDF** [タイ語/ภาษาไทย](#) [340KB]、**PDF** [タガログ語/Tagalog](#) [374KB]、**PDF** [ネパール語/नेपाली](#) [495KB]、**PDF** [ベトナム語/Tiếng Việt](#) [421KB]、**PDF** [ミャンマー語/မြန်မာဘာသာ](#)、**PDF** [モンゴル語/Mongol хэл](#) [359KB]、**PDF** [スペイン語/Español](#) [293KB]、**PDF** [ポルトガル語/Português](#) [312KB]、**PDF** [英語/English](#) [416KB]、**PDF** [中国語/中文](#) [347KB]、**PDF** [韓国語/한국어](#) [366KB]

PDF [List of addresses for inquiries](#) [167KB]

働きながら妊娠・出産・育児をされる方へ

職場でつらい思い、していませんか？

妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇など不利益な取扱いは法律で禁止されています。また、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、防止措置を講じることが事業主に義務付けられています（平成29年1月1日から）。

妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取り扱いや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントでお困りの方は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へご相談ください。

▶ 詳しくは、こちらから（「『妊娠したから解雇』は違法です」ページへ）

妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇などの不利益な取扱いの禁止は、日本人労働者だけでなく、外国人労働者にももちろん適用されます。多言語でリーフレットを作成しましたので、外国人労働者への制度の周知にご活用ください。

For details, please check the links below.

PDF [日本語](#) [1.0MB]、**PDF** [インドネシア語/Bahasa Indonesia](#) [428KB]、**PDF** [カンボジア（クメール）語/ភាសាខ្មែរ](#) [351KB]、**PDF** [タイ語/ภาษาไทย](#) [298KB]、**PDF** [タガログ語/Tagalog](#) [438KB]、**PDF** [ネパール語/नेपाली](#) [489KB]、**PDF** [ベトナム語/Tiếng Việt](#) [690KB]、**PDF** [ミャンマー語/မြန်မာဘာသာ](#)、**PDF** [モンゴル語/Mongol хэл](#) [350KB]、**PDF** [スペイン語/Español](#) [403KB]、**PDF** [ポルトガル語/Português](#) [347KB]、**PDF** [英語/English](#) [514KB]、**PDF** [中国語/中文](#) [340KB]、**PDF** [韓国語/한국어](#) [364KB]

PDF [List of addresses for inquiries](#) [403KB]

ページの先頭へ戻る

外国人向け労働相談窓口のアクセス方法（香川労働局ホームページ）

厚生労働省
香川労働局

ホーム

ニュース&トピックス 各種法令・制度・手続き 事例・統計情報 窓口案内 労働局について

働きがいのある香川
ひとりひとりが輝く未来のために

最低賃金引き上げ特設ページ 同一労働同一賃金 ばたらきかたし（＝兼業主婦・事業主の方へ） 障害者雇用

目的や内容で探す

雇主の方 就労の方 求職の方 職員採用情報

1 仕事を探す 2 相談窓口 3 助成金 4 職業訓練 5 雇用保険の受給 6 労働災害が起きたら 7 ハラスメント 8 男女平等・女性活躍 9 育児・介護 10 労働条件・労働契約・解雇 11 働き方改革 12 労働保険料の納付 13 労働者の安全と健康 14 労働者派遣事業・職業紹介事業 15 外国人雇用・外国語情報 ForeignWorker

関連機関
労働基準監督署
ハローワーク

採用情報
職員採用案内

お役立ち情報
相談窓口一覧

外国人雇用と外国語情報 (Foreign Workers and Information in Foreign Languages)

外国人の働く方、職を探している方へ(For Foreign Workers and Job Seekers)

労働条件相談窓口(Counseling Services and Hotlines about working condition)

[外国人労働者向け相談ダイヤル\(Telephone Consultation Service for Foreign Workers\)](#)

通訳がいるハローワーク(Helloworks with an interpreter)

[高松外国人雇用サービスコーナー\(Takamatsu Employment Service Corner for Foreigners\)](#)

留学生が利用できるハローワーク

[外国人留学生サービスコーナー\(International Student Employment Service Corner\)](#)

外国人雇用対策(Employment Policy for Foreign Workers)

[お仕事を探しの外国人の方へ\(Information for foreigners seeking jobs in Japan\)](#)

外国人労働者向け相談ダイヤル

Telephone Consultation Service for Foreign Workers

労働条件等について、外国語で電話相談いただける窓口はこちらです(外国人労働者相談コーナーにつながります)。「外国人労働者向け相談ダイヤル」での相談は、固定電話からは180秒ごとに9.35円(税込)、携帯電話からは20秒ごとに11円(税込)の料金が発生します。なお、一時的に開設曜日、開設時間が変更となる場合があることはご了承ください。

開設時間：午前10時～午後3時(正午～午後1時は除く)

言語	開設曜日	電話番号
英語	月～金	0570-001-701
中国語		0570-001-702
ポルトガル語		0570-001-703
スペイン語		0570-001-704
タガログ語		0570-001-705
ベトナム語		0570-001-706
ミャンマー語		0570-001-707
ネパール語	月～木	0570-001-708
韓国語	水～金	0570-001-709
タイ語	木	0570-001-712
インドネシア語	火	0570-001-715
カンボジア語 (クメール語)	水	0570-001-716
モンゴル語	金	0570-001-718

※携帯電話・PHSからも利用可能
※年末・年始(12月29日～1月3日まで)は除く。

労働条件相談ほっとライン

Working condition consultation hot line

「労働条件相談ほっとライン」は、厚生労働省が委託事業として実施している事業です。都道府県労働局及び労働基準監督署の開庁後又は土日・祝日の相談に対応し、全国どこからでも、無料で労働条件等について、外国語で電話相談いただけます。

開設時間：平日(月～金)午後5時～午後10時 土日・祝日 午前9時～午後9時

言語	開設曜日	電話番号
日本語	月～日 (毎日)	0120-811-610
英語		0120-531-401
中国語		0120-531-402
ポルトガル語	月～土	0120-531-403
スペイン語	木、金、土	0120-531-404
タガログ語	火、水、土	0120-531-405
ベトナム語	火、水、金～日	0120-531-406
ミャンマー語	水、日	0120-531-407
ネパール語		0120-531-408
韓国語	木、日	0120-613-801
タイ語		0120-613-802
インドネシア語		0120-613-803
カンボジア語 (クメール語)	月、土	0120-613-804
モンゴル語		0120-613-805

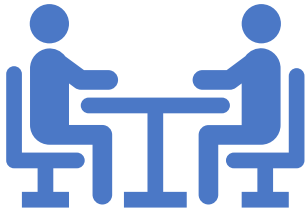
※携帯電話・PHSからも利用可能
※年末・年始(12月29日～1月3日まで)は除く。

職場のトラブル解決 サポートします！

資料5-6

＜総合労働相談コーナー＞

各都道府県労働局、全国の労働基準監督署内などの378か所に設置しております。



総合労働相談コーナーの所在地などの詳細は、右記のQRコードからご確認ください。



●解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げ、募集・採用、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどの**あらゆる分野の労働問題を対象**としています。

●予約不要、ご利用は無料です。

●相談者の方のプライバシーの保護に配慮した相談対応を行っております。いつでもお気軽にご利用ください。

※土・日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は閉庁しております。

日本語でのやりとりが難しい場合は、通訳を介した相談も可能です。ご希望の場合はお近くの総合労働相談コーナーを訪問いただくか、右記のQRコードを確認して、直接ご連絡ください。なお、対応可能な言語は以下の13言語です。



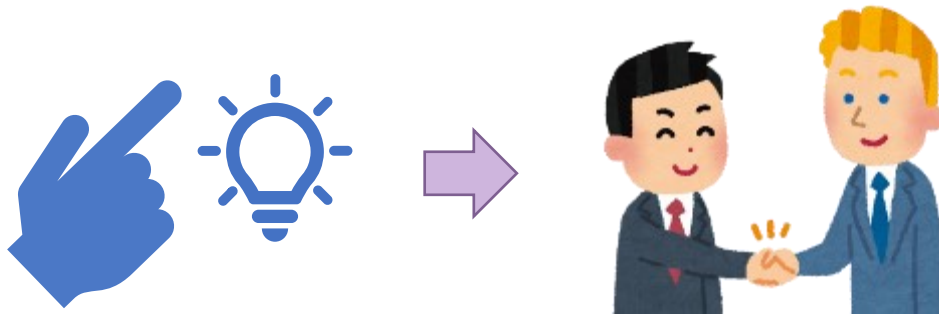
- ・英語/English ・中国語/中文 ・韓国語/한국어 ・ポルトガル語/Português
- ・ベトナム語/Tiếng Việt ・スペイン語/Español
- ・インドネシア語/Bahasa Indonesia ・モンゴル語/Монгол хэл
- ・タイ語/ภาษาไทย ・ネパール語/नेपाली ・ミャンマー語/မြန်မာဘာသာ
- ・タガログ語/Tagalog ・カンボジア語/ភាសាខ្មែរ

< 個別労働紛争解決制度 >

- 都道府県労働局では、労働相談の他に、助言・指導、あっせんという個別労働紛争解決制度をご用意しています。すべてご利用は無料です。
- 制度に関するお問い合わせ、お申込みは総合労働相談コーナーでお受けしております。

都道府県労働局長による「助言・指導」

- 紛争当事者の一方又は双方から、民事上の個別労働紛争の解決の助言・指導を求める申出があった場合に、都道府県労働局長が、紛争当事者に問題点を指摘し、解決の方向を示すことで、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度です。
- 法違反の是正を図るために行われる行政指導とは異なり、あくまで紛争当事者に対して、話し合いによる解決を促すものです。



紛争調整委員会による「あっせん」

- あっせん委員が双方の主張の要点を確かめつつ、紛争当事者の一方又は双方に譲歩を求めたり、具体的な解決の方策を打診したりするほか、紛争当事者双方から求められた場合には、具体的なあっせん案を提示することにより、実情に即した紛争の解決を目指します。
- 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便で、費用も一切かかりません。

